

大阪府総務部契約局低入札価格調査実施マニュアル（建設工事版）

（目的）

第1条 このマニュアルは、大阪府総務部契約局低入札価格調査制度実施要綱（建設工事版）（以下「要綱」という。）及び大阪府総務部契約局低入札価格調査の特例として実施する特別重点調査に関する要綱（以下「特重要綱」という。）に定めるもののほか、低入札価格調査及び特別重点調査の実施から落札決定までの一連の事務手続き及びその他の事項について定めるものとする。

（定義）

第2条 このマニュアルの用語の意義は、要綱及び特重要綱の定めるところによる。

（調査資料等）

第3条 調査資料は、次のとおりとする。

- （1）要綱第9条第4項第2号の規定による部局長等があらかじめ要領等で定めた資料
- （2）要綱第10条に規定する書面（様式第1号）
- （3）入札時に添付する工事費内訳書（事前調査を行う案件に限る。）

2 特別重点調査資料は、次のとおりとする。

- （1）特重要綱第11条の規定による部局長等があらかじめ要領等で定めた資料
- （2）特重要綱第12条に規定する書面（特重要綱 様式第2号）

3 調査資料の提出期限は、契約局長が落札候補者に調査資料の提出を求める旨の連絡をした日の翌々日（大阪府の休日に関する条例（平成元年大阪府条例第2号）第2条第1項に規定する府の休日及び契約局長が特に指定した日を除く。）の17時までとする。なお、これによりがたい場合は、発注案件ごとに入札公告で定めるものとする。

4 積算等調査又は特別重点積算等調査の過程で必要となる補足資料は、適宜提出を求めるものとする。

5 要綱第3条第1項の規定により、意向確認設定案件において意向確認書を書面で提出させる場合は、様式第2号により行うものとする。

（調査の依頼）

第4条 積算等調査又は特別重点積算等調査の依頼は、積算等調査依頼書（様式第3号）又は特別重点積算等調査依頼書（様式第4号）により、行政文書管理システム（システム施行）を用いて行うものとする。ただし、行政文書管理システムの運用対象外とされている発注機関については、この限りでない。

（調査報告及び審査）

第5条 積算等調査又は特別重点積算等調査の結果報告は、積算等調査報告書（様式第5号）又は特別重点積算等調査報告書（様式第6号）により、行政文書管理システム（システム施行）を用いて行うものとする。ただし、行政文書管理システムの運用対象外とされている発注機関については、この限りでない。

2 建設工事課長は、前項の報告があったときは、これに低入札価格調査（又は特別重点調査）報告書（様式第7号）を添えて、入札審査会に報告するものとする。

3 入札審査会は、積算等調査報告書又は特別重点積算等調査報告書に、部局等調査委員会の審査又は部局等調査委員会の長への報告が行われた旨の記載がある場合は、積算等調査又は特別重点積算等調査に係る審査は行わないものとする。ただし、建設工事課長が、要綱第9条第6項又は特重要綱第11条の規定による経営の状況に関する調査を実

施し、経営状況報告書（任意様式）を入札審査会に提出したときは、入札審査会は、積算等調査又は特別重点積算等調査に係る審査を行わない場合であっても、経営の状況に関する調査について審査を行う。

（失格者の通知）

第6条 要綱第12条又は特重要綱第14条の規定による失格の通知は、「失格通知書」（様式第8号）により行う。この場合において、入札審査会の決定日をもって、失格の日とする。

（情報の公表）

第7条 要綱第13条又は特重要綱第15条の規定による情報の公表は、低入札価格調査にかかる入札審査会の調査及び審査結果（様式第9号）又は特別重点調査にかかる入札審査会の調査及び審査結果（様式第10号）により行うものとし、契約局において文書閲覧に供するものとする。なお、公表する期間は、審査会の決定日が属する年度の翌年度から起算して1年間とする。

（調査資料又は特別重点調査資料の取り扱い）

第8条 低入札価格調査を行った調査資料又は特別重点調査を行った特別重点調査資料は、発注機関において保管するものとする。なお、保存する期間は、当該工事が完了した日が属する年度の翌年度から起算して1年間とする。

2 低入札価格調査を行わなかった調査資料又は特別重点調査を行わなかった特別重点調査資料は、当該資料を提出した者に手渡しにより返却するものとする。なお、当該資料を提出した者がその提出時に当該資料の返却を希望しない旨の意思表示を行った場合は、当該低入札調査又は当該特別重点調査を行った入札案件についての落札決定の後、速やかに廃棄処分を行うものとする。

（契約後の取り扱い）

第9条 低入札価格調査の結果、調査対象者と契約した場合、発注機関の長は、次の事項について確認を行うものとする。この場合において、確認に必要な資料の提出を義務付ける場合は、特記仕様書等に記載するものとする。

（1）施工体制

（2）下請負人への支払状況

2 特別重点調査の結果、特別重点調査対象者と契約した場合、発注機関の長は、前項の確認を行うほか、次の事項について調査又は確認を行うものとする。

（1）特別重点調査において提出した施工体系図で示した下請次数

（2）受注者、下請負人及び建設労働者の社会保険への加入状況

（紙入札における準用）

第10条 紙入札における低入札価格調査は、このマニュアルの定めに従って行うものとする。

附 則

本マニュアルは、平成20年1月25日から施行し、平成20年4月1日公告案件から適用する。

附 則

本マニュアルは、平成22年10月27日から施行し、平成22年11月1日公告案件から適用する。

附 則

- 1 本マニュアルは、平成 23 年 3 月 25 日から施行し、平成 23 年 4 月 1 日公告案件から適用する。
- 2 平成 23 年 3 月 31 日以前の公告案件については、なお従前の例による。

附 則

- 1 本マニュアルは、平成 25 年 3 月 25 日から施行し、平成 25 年 4 月 1 日公告案件から適用する。
- 2 平成 25 年 3 月 31 日以前の公告案件については、なお従前の例による。

附 則

- 1 本マニュアルは、平成 27 年 3 月 27 日から施行し、平成 27 年 4 月 1 日公告案件から適用する。
- 2 平成 27 年 3 月 31 日以前の公告案件については、なお従前の例による。

附 則

- 1 本マニュアルは、平成 28 年 3 月 15 日から施行し、同日公告案件から適用する。
- 2 平成 28 年 3 月 14 日以前の公告案件については、なお従前の例による。

附 則

- 1 本マニュアルは、平成 29 年 3 月 15 日から施行し、平成 29 年 4 月 1 日公告案件から適用する。
- 2 平成 29 年 3 月 31 日以前の公告案件については、なお従前の例による。

附 則

- 1 本マニュアルは、令和元年 5 月 1 日から施行し、令和元年 5 月 1 日公告案件から適用する。
- 2 平成 31 年 4 月 30 日以前の公告案件については、なお従前の例による。

附 則

- 1 本マニュアルは、令和 3 年 4 月 1 日から施行し、令和 3 年 4 月 1 日公告案件から適用する。
- 2 令和 3 年 3 月 31 日以前の公告案件については、なお従前の例による。

附 則

- 1 本マニュアルは、令和 7 年 4 月 1 日から施行し、令和 7 年 4 月 1 日公告案件から適用する。
- 2 令和 7 年 3 月 31 日以前の公告案件については、なお従前の例による。

年 月 日

低入札価格調査資料（表紙）

大阪府総務部契約局長
（発注機関の名称） 様

【JV名称】（単体企業の場合は下の商号又は名称欄に記入）

「〇〇△△建設共同企業体」

所在地（JVの場合、代表構成員）

商号又は名称（ // ）

代表者職・氏名（ // ）

当社の下記工事における入札金額は、低入札価格調査基準価格を下回っていますので、当該入札金額で契約内容に適合した履行が可能となる調査資料を提出します。

なお、低入札価格調査の結果、当社が契約の相手方となった場合は、関連法規を遵守し、貴監督員の指示に従い、契約に示された内容に適合した履行をすることはもとより、下請予定業者や資材納入予定業者などの見積金額を故なく減額することは致しません。

また、工事内容を変更し又は追加する必要がある場合においては誠意をもってこれに対応し、公共工事に適う品質を確保するとともに工事の安全にも万全を期すことを誓約します。

記

1 工事名称

2 入札金額（税抜き）

低入札価格調査意向確認書

大阪府総務部契約局長 様

(※)【JV名称】(単体企業の場合は下の商号又は名称欄に記入)

「〇〇△△建設共同企業体」

所在地(JVの場合、代表構成員)

商号又は名称(//)

代表者職・氏名(//)

(※) 工事名：

上記工事の入札書記載の金額が、低入札価格調査基準価格を下回った場合に、あらかじめ定められた低入札価格調査に必要な資料を提出するかどうかについては、次のとおりです。

※(1又は2を選択し、□にチェックしてください。)

☐ 1 入札書記載金額が低入札価格調査基準価格を下回った場合は、低入札価格調査に必要な資料を提出しません。

☐ 2 入札書記載金額が低入札価格調査基準価格を下回った場合は、低入札価格調査に必要な資料を提出します。

(※) 問い合わせ先

担当者：

部 署：

電話番号：

FAX：

e-mail：

※：この確認書の提出者に関する事項、工事名、低入札価格調査資料を提出する意向の有無、問い合わせ先は、すべて記載すること。入札書記載金額が低入札価格調査基準価格未満となり、この意向確認書により低入札価格調査資料を提出する意思が確認できない場合は、入札書を無効とします。

(様式第3号)

第 号
年 月 日

発注機関の長 様

建設工事課長

積算等調査依頼書

財務規則第53条の3第1項（又は企業財務規則第47条の2）の規定に基づき契約の締結請求のあった下記工事について開札の結果、低入札価格調査基準価格を下回る価格での入札があったので、大阪府総務部契約局低入札価格調査制度実施要綱（建設工事版）第9条第2項の規定により、積算等技術的事項に関する調査を依頼します。

記

- 1 工 事 名 :
- 2 開札日時 : 年 月 日 (時 分)
- 3 予定価格 : 円
- 4 調査基準価格 : 円
- 5 失格基準価格 : 円
- 6 入札価格 : 円 (予定価格比率〇〇. 〇%)
- 7 調査対象業者名 :
(住所 :)

* 価格については、消費税及び地方消費税相当額を除く。

(様式第4号)

第 号
年 月 日

発注機関の長 様

建設工事課長

特別重点積算等調査依頼書

財務規則第53条の3第1項（又は企業財務規則第47条の2）の規定に基づき契約の締結請求のあった下記工事について開札の結果、特別重点調査基準価格を下回る価格での入札があったので、大阪府総務部契約局低入札価格調査の特例として実施する特別重点調査に関する要綱（以下「特重要綱」という。）第11条の規定により、積算等技術的事項に関する調査を依頼します。

記

- 1 工 事 名 :
- 2 開札日時 : 年 月 日 (時 分)
- 3 予定価格 : 円
- 4 調査基準価格 : 円
- 5 特別重点調査基準価格 : 円
- 6 入札価格 : 円 (予定価格比率〇〇. 〇 %)
- 7 調査対象者: 特重要綱第 4 条第 2 項各号のいずれにも該当する者。ただし、特重要綱第 6 条第 1 号又は第 2 号に該当しない者があった場合は、当該者の後に調査を予定していた者を除く。

* 価格については、消費税及び地方消費税相当額を除く。

建設工事課長 様

発注機関の長

積算等調査報告書

年 月 日付け 第 号で依頼のありました下記入札の積算等技術的事項に関する調査の結果について、大阪府総務部契約局低入札価格調査制度実施要綱（建設工事版）第9条第5項の規定により、下記のとおりを報告します。

記

- 1 工事名称
- 2 工事場所
- 3 工事内容 工事延長 L= W
 〇〇工 〇m
 〇〇工 〇m
- 4 開札日時 年 月 日（時 分）
- 5 予定価格 円
- 6 調査基準価格 円
- 7 失格基準価格 円
- 8 入札価格 円（予定価格比率〇〇. 〇%）

注：価格については、消費税及び地方消費税相当額を除く。

- 9 調査対象事業者 （住所 ）
- 10 発注機関調査者
- 11 調査経緯

（1）調査対象者に対する積算内容に関するヒアリング 等

〇年〇月〇日 第〇回実施
〇年〇月〇日 第〇回実施

（2）部局等調査委員会の審査又は部局等調査委員会の長への報告

〇年〇月〇日 〇〇〇〇部調査委員会で審査
又は 〇年〇月〇日 〇〇〇〇部調査委員会会長（職・氏名）に報告

12 調査結果

積算等調査の結果、技術的事項に関し、契約の内容に適合した履行がされないおそれがある。

又は 積算等調査の結果、技術的事項に関し、契約の内容に適合した履行がされないおそれがない。

13 理由

〇〇〇部において定めた失格の基準のうち、「積算内容について⑧算出方法についての的確に説明できない。」に該当した。

又は、〇〇〇部において定めた失格の基準について該当するかどうかを調査したが、いずれの基準にも該当しなかった。

建設工事課長 様

発注機関の長

特別重点積算等調査報告書

年 月 日付け 第 号で依頼のありました下記入札の積算等技術的事項に関する調査の結果について、大阪府総務部契約局低入札価格調査の特例として実施する特別重点調査に関する要綱第11条の規定により、下記のとおりを報告します。

記

- 1 工事名称
- 2 工事場所
- 3 工事内容 工事延長 L=W
〇〇工 〇〇m
- 4 開札日時 年 月 日 (時 分)
- 5 予定価格 円
調査基準価格 円
特別重点調査基準価格 円
- 6 調査対象
事業者名 (住所)
入札価格 円 (予定価格比率: 〇〇. 〇%)
- 7 調査経緯
(1) 特別重点調査資料の整備状況: 可 又は 否
(2) 積算等技術的事項に関するヒアリング〔ヒアリングの概要は別紙のとおり〕
〇年〇月〇日 第〇回実施
〇年〇月〇日 第〇回実施
(3) 部局等調査委員会の審査又は部局等調査委員会の長への報告
〇年〇月〇日 〇〇〇〇部調査委員会で審査
又は 〇年〇月〇日 〇〇〇〇部調査委員会会長(職・氏名)に報告
- 8 発注機関調査者
- 9 調査結果: 積算等調査の結果、技術的事項に関し、契約の内容に適合した履行がされないおそれがある。
又は
積算等調査の結果、技術的事項に関し、契約の内容に適合した履行がされないおそれがない。
- 10 理由: 〇〇〇部において定めた失格の基準のうち、「積算内容について⑧算出方法についての的確に説明できない。」に該当した。
又は、〇〇〇部において定めた失格の基準について該当するかどうかを調査したが、いずれの基準にも該当しなかった。

注1: 7(1)には、特別重点調査資料が整っている場合は、「可」と記載し、整っていない場合は、「否」を記載したうえで、欠落している資料名を明記すること。

注2: 7(1)で「否」と記載した場合は、7(2)には、「特別重点調査資料が整っていないため、ヒアリングは未実施」と記載する。

(様式第7号)

低入札価格調査（又は特別重点調査）報告書

- | | | |
|---|---------------|-------------------------------|
| 1 | 工事名称 | |
| 2 | 工事場所 | |
| 3 | 工事内容 | 工事延長 L= W
○○工 Om
○○工 Om |
| 4 | 開札日時 | 年 月 日 (時 分) |
| 5 | 予定価格 | 円 |
| 6 | 調査基準価格 | 円 |
| 7 | 失格基準価格 | 円 |
| | 又は 特別重点調査基準価格 | 円 |
| 8 | 入札価格 | 円 (予定価格比率○○. 〇%) |

注：価格については、消費税及び地方消費税相当額を除く。

- 9 調査対象事業者 (住所)

- ## 10 発注機関

- ## 11 入札参加資格

月 日 契約局競争入札審査会建設工事部会で審査

- ## 12 調査内容

- (1) 積算等技術的事項に関する調査

別添、「積算等調査報告書」又は「特別重点積算等調査報告書」のとおり

- ## (2) 経営の状況に関する調査

実施していない

又は

別添、「経営状況報告書」のとおり

- 13 見解

契約の内容及び適合した履行がされないおそれがある。

又は

契約の内容及び適合した履行がされないおそれがない。

大阪府総務部契約局競争入札審査会会長 様

年 月 日

総務部契約局建設工事課
課長

(様式第8号)

第 号
年 月 日

所在地
商号又は名称
代表者職・氏名 様

大阪府総務部契約局長

失格通知書

下記入札については、電子入札心得第10条第1号の規定に基づき、貴社を失格とします。

記

件 名
開札日時 年 月 日 (時 分)
失格決定日 年 月 日
理 由 低入札価格調査(又は特別重点調査)に必要な資料に基づく調査の結果、
・
・
・

以上のことから、契約内容に適合した履行がされないこととなるおそれがあると判断し、失格とした。

低入札価格調査に係る大阪府総務部契約局競争入札審査会の調査及び審査結果

大阪府総務部契約局低入札価格調査制度実施要綱（建設工事版）第 13 条の規定に基づき、低入札価格調査の経緯について、下記のとおり公表します。

大阪府総務部契約局長 ○○ ○○

記

- 1 工事名称
- 2 工事場所
- 3 工事内容 工事延長 L= W
 ○○工 Om
 ○○工 Om
- 4 開札日時 年 月 日（時 分）
- 5 予定価格 円
- 6 調査基準価格 円
- 7 失格基準価格 円
- 8 入札価格 円（予定価格比率○○. 0%）

注：価格については、消費税及び地方消費税相当額を除く。

- 9 調査対象事業者 （住所 ）
- 10 発注機関
- 11 入札参加資格

月 日 契約局競争入札審査会建設工事部会で審査

- 12 調査経緯
 - （1）積算内容に関すること
 - ・ 調査資料に基づくヒアリング
 ○年○月○日 第○回実施
 ○年○月○日 第○回実施
 - ・ 部局等調査委員会の審査又は部局等調査委員会の長への報告
 ○年○月○日 ○○○○部○○○○○○○員会で審査
 - 又は ○年○月○日 ○○○○部○○○調査委員会会長に報告

- （2）大阪府総務部契約局競争入札審査会
 調査の報告又は調査及び審査
 ○年○月○日

- 13 落札者とした理由（又は落札者としなかった理由）
 - 低入札価格調査の結果、本工事は契約の内容に適合した履行がされないおそれがないと認めたため、落札者とした。
 - 又は
 低入札価格調査の結果、本工事は契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めたため、落札者としなかった。
 - 【落札者としなかった具体的な理由】
 ○○○○のため、契約内容に適合した履行がされないおそれがあると認めた。

特別重点調査に係る大阪府総務部契約局競争入札審査会の調査及び審査結果

大阪府総務部契約局低入札価格調査の特例として実施する特別重点調査に関する要綱第 15 条の規定に基づき、特別重点調査の経緯について、下記のとおり公表します。

大阪府総務部契約局長 ○○ ○○

記

- 1 工事名称
- 2 工事場所
- 3 工事内容

工事延長 L= W

○○工 Om

○○工 Om
- 4 開札日時

年 月 日 (時 分)
- 5 予定価格

円
- 6 低入札調査基準価格

円
- 7 特別重点調査基準価格

円
- 8 入札価格

円 (予定価格比率○○. 0%)

注：価格については、消費税及び地方消費税相当額を除く。

- 9 調査対象事業者

(住所)
- 10 発注機関
- 11 入札参加資格

月 日 契約局競争入札審査会建設工事部会で審査

- 12 調査経緯
- (1) 特別重点調査に必要な資料の整備状況 可 又は 否
- (2) 積算内容に関すること

- ・ 調査資料に基づくヒアリング

○年○月○日 第○回実施

○年○月○日 第○回実施
- ・ 部局等調査委員会の審査又は部局等調査委員会の長への報告

○年○月○日 ○○○○部○○○○○○○員会で審査

又は ○年○月○日 ○○○○部○○○調査委員会会長に報告

- (3) 大阪府総務部契約局競争入札審査会
- 調査の報告又は調査及び審査
- 年○月○日

- 13 落札者とした理由 (又は落札者としなかった理由)
- 特別重点調査の結果、本工事は契約の内容に適合した履行がされないおそれがないと認めたため、落札者とした。
- 又は
- 特別重点調査の結果、本工事は契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めたため、落札者としなかった。

【落札者としなかった具体的な理由】
○○○○のため、契約内容に適合した履行がされないおそれがあると認めた。

注１：１２(１)には、特別重点調査資料が整っている場合は、「可」と記載し、整っていない場合は、「否」を記載したうえで、欠落している資料名を明記すること。

注２：１２(１)で「否」と記載した場合は、１２(２)には、「特別重点調査資料が整っていないため、ヒアリングは未実施」